

第 3 回

動物愛護管理業務のあり方検討会議

議 事 録

日 時：2021年8月30日（月）午後2時開会
場 所：Z o o m を 用 い た W e b 会 議

1. 開 会

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ただいまから、第3回動物愛護管理業務のあり方検討会議を開催させていただきます。

私は、進行を務めます北海道環境生活部自然環境課の鈴木でございます。

2. 挨拶

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 会議の開催に当たりまして、自然環境担当局長の高橋よりご挨拶させていただきます。

○高橋自然環境担当局長 自然環境担当局長の高橋でございます。いつもお世話になっております。

第3回の動物愛護管理業務のあり方検討会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

皆様には、日頃より、本道の動物愛護管理行政にご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回、第3回目の検討会議でございますが、ご存じのとおり、先週の27日から道内でコロナの感染症に関します3回目となる緊急事態宣言が発出されました。今回も、過去2回の会議同様、ウェブによりますリモート開催となりますので、よろしくお願いいたします。

本検討会議につきましては、6月9日の第1回と7月19日の第2回の検討会議におきまして、本道の広域特性を踏まえた業務のあり方や関係団体等との連携方策などにつきまして、皆様から様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

これまでの議論を踏まえまして、お手元の北海道における動物愛護管理業務のあり方(事務局案)を取りまとめました。本日は、その内容につきまして、皆様にご議論をいただければと考えております。

今後の大まかな流れでございますけれども、本日いただきましたご意見なども踏まえまして、あり方の案として取りまとめた後、道議会での議論などを経まして、本道における動物愛護管理業務のあり方としまして決定していきたいと考えてございます。

その後、最終決定されましたあり方を構成員の皆様方に送付させていただくほか、今後の体制構築に向けました、改めての連携協働の具体的な個別協議などに引き続きご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、限られた時間ではありますけれども、皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、オール北海道によります動物愛護管理行政の推進のための活発なご討議をよろしくお願いいたしますと存じます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 高橋局長は、業務の都合により、ここで一時退席させていただきます。

〔自然環境担当局長は退席〕

◎事務局連絡

○事務局（鈴木動物管理担当課長） それでは、会議の開催に当たりまして、お願いが数点ございます。

まず、本会議につきましては、会議録を作成しまして、皆様に内容を確認いただいた後に北海道のホームページで公表させていただきます。

また、本日は会議録の作成上、発言の際には、お名前を言った後に発言をお願いいたします。発言の際は、挙手していただければ、こちらからご指名させていただきます。発言のないときにはマイクをオフにしておいてください。

また、本会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、16時までには終了したいと考えてございますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日は、出席者名簿にある皆様にご参加いただいております。また、報道機関の方もウェブ参加、ウェブ傍聴しておりますことをお知らせいたします。

資料につきましては、事前にお送りしているところでございますが、会議次第、名簿、それから、資料として北海道における動物環境管理業務のあり方（事務局案）となっております。

3. 議 事

○事務局（鈴木動物管理担当課長） それでは、議事を進めます。

まず、議事1、北海道における動物愛護管理業務のあり方（事務局案）につきまして、事務局から説明させていただきます。

○事務局（山中主幹） 環境生活部の山中と申します。私から説明させていただきます。

配付資料にあります北海道における動物愛護管理業務のあり方（事務局案）についてでございます。

まず、全体の流れをご説明いたしますと、このあり方自体、まず、1番として背景があって、2番目として現状と課題を述べた上で、3番として検討会議構成員からの主な意見、6月9日、7月19日の会議で出された主なものを述べさせていただいた上で、4番のあり方ということで、今後の検討の基本的な考え方などを記述してございます。

このあり方ですが、今回、こちらで議論いただいた後に、庁内で必要な調整を行った上で、先ほど局長が申しましたとおり、議会議論を経て、今後の基本的な考えとしてあり方を決定し、関係団体の皆さんとの連携と具体的な検討を進めることとなります。

では、事務局案について説明させていただきます。基本的に読み上げで説明させていただきます。

1番、背景でございます。

近年における動物愛護思想の高まりの中、平成25年に動物の愛護及び管理に関する法

律の一部改正により、都道府県等が収容した犬猫の返還譲渡の推進が規定され、全国的に処分頭数削減に向けた機運が高まった。

道においては、北海道獣医師会や動物愛護団体などによる連携協力もあり、犬猫の処分頭数が大幅に減少する一方、多頭飼育崩壊や、不適切な飼養による動物の鳴き声、悪臭など、近隣への迷惑問題が後を絶たない状況にある。

令和元年6月の動愛法の一部改正では、ペットの適正飼養に関する指導や犬猫の引取りなど、都道府県等が果たすセンター機能が規定されたが、各振興局環境生活課と保健所が連携しながら業務を実施している現行の体制では、災害時等における緊急収容や新型コロナウイルスに感染した方が飼養するペットの一時預かりが困難なことなどの課題がある。

さらに、動物取扱業者や飼い主への対応強化が規定されたことから、その指導監督を行う道としてもセンター機能の確保が求められている。

こうした中、道では、本道の動物愛護管理業務のあり方について、令和3年3月、関係部局によるワーキンググループにおいて課題を整理するとともに、庁内外の関係者から成る動物愛護管理業務のあり方検討会議を設置し、検討を行ってきた。

2番の現状と課題でございます。

現状でございますが、動愛法にセンター機能が規定されたこと。47都道府県中、道のみがセンター未設置である。道民の皆様が動物と触れ合う施設がない。北海道獣医師会からセンター設置の要望が出ている。保健所・支所40か所で犬猫を収容している。これは犬抑留所を活用してございます。近年、犬猫の引取り頭数は減少、一方、収容期間が長期化する傾向がございます。今後、国により、地方自治体収容施設の施設管理指針が策定されることとなり、こちらへの対応が必要になります。また、多頭飼育崩壊や災害発生時の緊急収容、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症発生時のペットの隔離収容が困難であるということ。現在、北海道獣医師会に負傷動物の治療等を委託いたしまして、全道の指定動物病院で負傷動物の治療を行っていただいております。また、各動物愛護団体は、多頭飼育崩壊時の介入や犬猫の譲渡等において非常に大きな貢献をいただいております。また、中核市である札幌市、旭川市、函館市、小樽市などと普及啓発事業で連携しているところでございます。収容動物を用いた実習等に当たり、獣医系大学等と連携できる可能性があるという現状を挙げてございます。

課題でございますが、広大な道では、地域状況に応じた効率的な体制検討が必要、動物との触れ合いを提供する機能の確保、長期収容に適した環境確保、災害時に犬猫を緊急収容、隔離収容できる機能の確保（搬送体制を含む）、関係団体との連携の継続と新たな連携方策の検討ということになってございます。

めくっていただきまして、主な意見でございます。

本道の広域特性を踏まえ、複数箇所にて犬猫を長期収容する機能を確保する必要があるのではないか。現行保健所と支所は、迷子の犬猫を収容するためにも地域に必要ではないか。各地域の動物愛護団体やボランティアに協力を得られる仕組みの検討が必要ではないか。

複数の動物愛護団体から継続的に協力を得られる仕組みや団体の状況に応じた対応が必要である。各市における動物愛護管理業務の所管状況、これは例えば中核市などは動愛法の一部の所管となっておりまして、私ども道や札幌市のようにフルスペックでの所管ではないということでございます。法律の所管状況であるとか地域ごとのセンター業務の必要性、動物の収容状況等、いろいろ差があるので、地域ごとにもセンター業務の必要性に差があることも考慮すべきである。また、災害対応に向けたシミュレーションの実施が必要ということ、対応可能な地域から検討するなど、具体的な展開方策の検討が必要であるということや、譲渡前の不妊手術やワクチン接種、日頃の治療、感染症対策が必要であるという意見を抜粋してございます。

4番の動物愛護管理業務のあり方についてでございます。

まず、(1)本道の広域特性を踏まえた業務のあり方です。

これは、あくまでも決定ではございませんが、犬猫の引取り業務は、現行の40か所程度を維持する必要があるのではないかと。犬猫の収容が長期間にわたる場合、長期収容や隔離収容などといった収容機能を関係団体等との連携で確保し、動物福祉の充実に図るとともに飼養管理を集約する。別紙は後ほど説明いたします。収容機能については、災害や新型コロナウイルス感染症発生時に被災者や感染者等のペットの緊急収容にも対応する。また、本道の広域特性を踏まえ、地域の状況等に応じた効率的な収容機能の確保。下に参りますが、地域の状況等に応じた収容能力の規模、これは基幹的な機能やサテライト機能といった収容機能の規模を検討する必要があるということ、まず業務のあり方として挙げました。

(2)関係団体との連携等、センター機能の確保や運用です。

本道の広域特性を踏まえ、各地域の状況に応じ、道と関係市町村、北海道獣医師会、獣医系大学等の関係教育機関、個人ボランティアを含む動物愛護団体などが連携して、動愛法で規定されるセンター機能を確保するという。民間活力の導入、既存施設や遊休施設の有効活用などを積極的に検討する。地域により関係団体の活動等に差があることから、状況に応じ、収容機能の確保や運営機能等を柔軟に検討していく。また、動物愛護団体と継続的に連携する仕組みの導入。道内複数箇所を同時に確保することにこだわらず、まずは機能確保が可能な地域から運用を開始。より多くの関係団体等が連携して、本道の動物愛護管理思想の推進に取り組む機運を醸成する。また、関係団体等と連携し、犬猫の譲渡の推進を行う。これは、譲渡会とか飼い主探しの周知とか、もう少ししつけをしたら円滑に譲渡がされるような犬猫のトレーニングなどになります。最後に、センター機能の確保に当たっては、動物の福祉の面からも検討が必要ということで、一番最後はちょっとあいまいなのですが、この丸の中には、議論がありました動物との触れ合いに当たっても動物の福祉の面からの検討が必要という意味合いを含めております。

別紙になります。

第2回検討会議で示させていただいたものより若干のリバイスをかけてございます。

収容機能のイメージとしまして、現在は、A・B・C保健所、これは道の保健所をイメ

ージしてございます。また、D市の動物愛護センターまたは保健所で犬猫を引き取って収容し、譲渡を行っている。この譲渡で、状況に応じて動物愛護団体等が協力をして引取り、譲渡等を行っている状況です。

D市動物愛護センターの後ろに、前回の函館市さんからの意見を反映しまして、保健所という言葉は足してございます。

そして、あり方でございます。

あり方の横の部分から読み上げますが、引取窓口、関係市等で犬猫を引き取り、収容いたします。犬猫の収容が長期にわたる場合、収容機能、これは長期収容とか隔離収容機能を有するところに搬送し、動物福祉の充実に図っていく。状況に応じて動物愛護団体等が協力して引取り、譲渡等を行うということです。

まず、この図の下に「収容機能」とある中に、丸く「連携」と書いてあるところがございます。前回の会議で、札幌市さんより、災害時には、当然、動物収容等に連携協力することになるのですけれども、通常時には区域をまたいだ動物の収容等はなかなか難しいということがございまして、表現の方法を少し工夫したのですが、「あり方」と書いてあるところの丸の三つ目に、「状況に応じ、動物愛護団体等が協力」ということで、ここの「等」に市町村も含むということで、状況に応じてそういう連携をしていくというように読んでいきたいと思っております。

1回目の検討のときに、同じように動物愛護センターがない市から、今後、道との連携方策を取っていききたいというような発言もあったものですから、ここでは、状況に応じて連携していくという形にさせていただきたいと思っております。

丸の三つ目の「状況に応じ」の表現については、前回の会議の中で、石狩振興局さんから、状況に応じてではなく、継続して協力するというのはいかがでしょうかというお話がありましたが、それにつきましては、あり方本文の中に継続的に動物愛護団体と連携していくという文言を入れています。前のページの4の(2)の丸の四つ目に、「動物愛護団体（個人ボランティアを含む）等と継続的に連携する仕組みの導入」と書いてございますので、こちらで読み込んでいただこうと考えております。

以上、説明申し上げましたが、最初に申しましたとおり、こちらのあり方は、今後、北海道の体制を検討していく上で基本的な考え方として関係団体の皆さんなどと具体的な検討を進めるという位置づけでございますので、こちらについて議論をいただければと思います。

説明は以上です。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 事務局から、あり方の事務局案についてご説明させていただきます。

これまで述べさせていただいておりましたけれども、第1回目、第2回目の会議を通じて皆様からいただいた意見を踏まえまして、あり方の事務局案を取りまとめてまいりました。本日、ご意見をいただきまして、最終的に会としての案という形にしていきたいと思

います。また、案として決定した後には、あり方の実現に向けまして、具体的な連携についての協議、検討を進めていきたいと考えております。

それでは、本日お示しいたしました事務局案につきまして、ご意見等があればご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

高橋会長、もしご意見があればご発言ください。

○高橋構成員 非常によくできていて、これがうまくいけば最高だなという気持ちでいっぱいですが、一番問題なのは、これを進めていくには予算をきちっと持っているだけでは大変になるので、その辺の裏づけを道または市町村のほうである程度できるのかどうかというところがちょっと心配です。その辺について何か思惑があるのかどうか、今の段階で分かれば教えていただきたいと思っております。

○事務局（山中主幹） 予算の確保に関してですけれども、正直に申しますと、現段階において確実に予算確保できると言い切れるほどのものはございません。ただ、今後、検討を進めていって、そのようにつなげていきたいと思っております。やはり、こういった形で検討を積み重ねていかないと、そういったものもついていかないと考えております。

○高橋構成員 もう一つは、今のお答えからして、やっぱりなかなか大変なのだなということは分かるのですが、その中でも、どこか一つの項目、例えば犬であれば、もともと野良犬ではなくて飼われていた犬の場合という中で、少しでも道民から資金をこの機会に集められて、それを利用して何かができるようであれば、道民ももっと動いてくれるのではないかなという気がちょっとしているのです。

もっと言わせてもらおうと、道内にある保健所関係の収容施設の中で、せめて幾つかはきちんとした施設をつくれないうものかと思うのですけれども、それくらいの予算を引っ張り出してこられないものでしょうか。

僕は強制的でもいいような気がします。それをやって、行政の上の人たちがちゃんと分かってくれないと、一歩も二歩も前には行かないのではないかという気がするのです。

変なことばかり言ってしまって、ごめんなさい。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 会長からいろいろご提案をいただきました。ありがとうございます。

私どもも、これから予算の獲得に向けて様々な取組をしていかなければならないのですが、今回の案の中にもありますように、例えば、既存の施設を利用するとか遊休施設を利用するとか、そういった方向性も書いてございます。これは何かというと、何が何でも新しいもの全てフルスペックで求めるということではなく、まさに会長がおっしゃるように、できるところからやっという方向性です。例えば、今、会長からご提案があった道民の方々からの資金といいますか、ご寄附などの検討というのも一つの方策だと思いますので、そういった点でまた皆様にご相談させていただくこともあると思っております。そういう方向でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょう。

川添先生、もしご意見があればお願いいたします。

○川添構成員 個人的な意見としては、ほかの都府県の状況を見ていただけると分かるのですけれども、どうしても収容の面が大きくなると譲渡率がどんどん下がっていきます。そして、どんどん大きな収容施設に保護されていく形ができてしまう。そういう後追いを北海道もするのでしょうか。現状、困っているということも分かるので、シンプルに反対ではなくて、収容数を減らすところについてももっともっと議論するというか、どうすれば収容数が減るような仕組みをつくれるのかという議論にもう少し入っていただけると助かるというか、私たちの大学としてはそういう部分でいっぱい貢献できると思うのです。

ですから、大きな収容施設をつくるだけではなくて、回っていくような仕組みのお話ももう少し出てくると、私たちの役割を伝えることができるのかなと感じています。

○事務局（山中主幹） ありがとうございます。

どうしても動物福祉の面である程度の施設が必要だということでこういう書き方になっているのですが、先生がおっしゃるとおり、譲渡の推進だけではなくて、これはしっぽの会さんも取り組んでいらっしゃるけれども、避妊去勢手術の推進や飼い主指導の面で、単純に来るものを拒否するのではなくて、そういった子たちが生まれてこないような方策も今後検討していきたいと思っておりますし、またいろいろお知恵を拝借したいと思えます。よろしくをお願いします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） それでは、しっぽの会の上杉さん、いかがでしょうか。

○上杉構成員 高橋先生と川添先生のご意見を伺って、北海道は今どういう状況にあるのか道民の皆さんに知っていただくことが必要だと思います。北海道にも動物愛護センターが必要であり、それはどうして必要なかを周知して、理解をいただいて機運を高めていくことが予算作りにつながっていくのではと思います。以上です。

○事務局（山中主幹） ありがとうございます。

実は、あり方の中にも機運の醸成ということを書いています。今はコロナで止まってしまっていますが、動物愛護週間の行事を使って、機運の醸成もそうですし、先ほど川添先生がおっしゃった、あぶれるような子が出てこないような教育とか、そういったことも進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ほかにご意見等はございませんか。

札幌市さん、いかがでしょうか。

○千葉構成員 私どもも役所なのでお金の仕組みは何となく分かっていますが、1点だけ、方向性といいますか、イメージだけでもお聞きしたいことがあります。

4の(1)の丸の二つ目ですが、この前、お話ししましたとおり、札幌市も長いこと収容している動物たちをどうしたらいいだろうというところで非常に苦労してしまっていて、しっぽの会さんも含めまして、いろいろな団体のご協力をいただきながら、目標は立てながら、殺処分ゼロを目指して頑張っているところでありますが、この丸の二つ目に「関係団

体等との連携により確保し」とあります。この部分は、具体的には、補助金とか、場合によってはそういった団体への業務委託とか、何となくのイメージで結構ですから、どのような形の連携を組んでいくのか、もし考えをお持ちでしたら教えてください。

○事務局（山中主幹） 連携のイメージですけれども、4の（2）の丸の二つ目にあるとおり、「民間活力の導入」と明記させていただいております。現時点ではなかなか具体的に書けないところがあるのですが、例えば、おっしゃったような民間委託とか、北海道に遊休施設があれば、その管理も全て含めて委託をかける方法もありますし、北海道がこういった施設に対して協力をしていくような体制をしくという方法もあると思っております。

○千葉構成員 分かりました。ありがとうございました。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） それでは、旭川市さん、いかがですか。

○内田構成員 4の（1）の丸の一つ目に、犬猫の引取窓口は現行40か所程度を維持とあります。そして、4の（2）の丸の一つ目に、「道と関係市町村」云々とあり、道内の市町村の数が179に対しての40か所ですね。この179と40の関係性をこれから細かく見ていく必要があるのだろうと思います。

というのも、単純に保健所とか支所が置かれてない179－40の市町村において、それぞれの役所・役場の動物愛護の意識が高まってこない、これから道がつくろうとしている施設を全道の各市町村役場・役所から、やっぱり必要だ、それは大事だという機運が役所・役場レベルでも盛り上がってこない、単純に道民に訴えるだけでは弱いのではないかと思います。

「ああ、犬猫の話ね、それだったらうちの役場じゃなくて保健所に話をしてよ」と電話を切ったり回してしてしまう役所・役場の存在も確かにあります。そうだとすれば、179－40の役所・役場の意識の向上、彼らがどれくらい動物愛護法なり北海道動物愛護条例を理解しているか、その底上げがないと、単純に施設をつくっただけでは北海道内の動物愛護は推進しないのではないかと、そんなことも思っています。

以上です。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 今、所長がおっしゃったことは、まさにそのとおりでございまして、幾ら道だけで旗を振っても、やはり、各市町村さん、道民の皆様のご理解とご協力等がなければ、動愛業務というのはなかなか進んでいけないと思います。

そういった点でも、先ほどありました道民への理解、周知を進めると同時に、やはり各市町村に対してもしっかりと伝えていく必要があると思います。そういう点で、また旭川市さんにいろいろご相談させていただくことがあると思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、函館市さんはいかがでしょう。

○荒井構成員（代理） すみません。橋野課長なのですけれども、今、検査の関係で一時離席していますので、私、担当主査の荒井からご説明したいと思います。

第1回の会議でも同じ意見を述べたところではありますけれども、本市の動物愛護管理に関する施策をより一層推進していくためには、道内各機関との連携や協働が必要不可欠であると考えております。

今回の事務局案で関係団体等との連携について詳細に示されたことから、今後、本市としましても、長期収容機能の確保等について北海道との協働の可能性をより具体的に模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○事務局（山中主幹） 今後とも、いろいろとお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

それでは、北海道庁の方々はいかがですか。

まず、食品衛生課さん、いかがでしょうか。

○佐藤構成員 今回、あり方の事務局案を見させていただきました。作成、お疲れさまでございます。

これを見たところ、今回の収容施設の案というのは、動物愛護管理センターの機能の一部、引取りなどについて担うものをどう設置していくかという議論かと思っております。これ以外にも、法の中には動物管理センターの機能は幾つかあると思っておりますので、それも含めて、これから関係機関がどうやって連携をしながらどういう体制を構築していくのかというのが今後の課題にもなっていくと思っております。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

それでは、石狩振興局の家山部長、いかがですか。

○家山構成員 少し事務的な話になるのですが、まず一つ、確認させていただきたいのは、4の（1）の四つ目と五つ目の丸、また（2）の一つ目と三つ目の丸に「地域の状況」という言葉が出てくるのですが、これは例えばどういったことが考えられるのか、教えていただきたいと思っております。

○事務局（山中主幹） お答えいたします。

連携する動物愛護団体とかいろいろな活動をしている市町村がありますけれども、その活動状況は各地域によって差があるので、それに応じて協働するとか委託をするという選択をしていくことを考えてございます。

○家山構成員 これは、4か所とも全部同じ意味なのでしょうか。

○事務局（山中主幹） そのように考えております。ただ、北海道は広くて、それぞれ地域の状況があるものですから、それに応じてということでの言葉を使っております。

○家山構成員 そうしましたら、この議論に加わっている方以外にはなかなか分かりづらいのかなと思いました。今、この「地域の状況」という言葉の裏には協働ということなどが隠れているというお話がありましたが、そういうことを具体的に書いていただいたほうが、読み手としては、ああ、そういう状況なのかということが分かるのではないかと思います。

ますので、ご検討いただければと思います。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

これから、案として議会のほうに出していきます。その過程で、各振興局なり各市町村にこれをお示ししまして、今後、こういったものを推進していき、こういった意図でやっているということも併せて知らせていきたいと思います。その中で、確実に周知を図っていきたいと考えております。

○家山構成員 了解しました。ありがとうございます。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 江別保健所さん、いかがでしょうか。

○富樫構成員 この案の中に連携という言葉が何か所も出てくるのですけれども、協働とか連携というのは、やはり双方向のものだと思っているのです。ただ、この中身を見てみると、動物愛護団体さんに動物を引き取ってもらうとか、大学のほうに病気を診てもらったり手術に協力していただいたりということで、若干、一方向なイメージがあります。

具体的には、動物愛護団体さんに引き取ってもらうのもそうですが、以前、愛護団体さんで保護するのだけれども、あまりにも頭数が多いから、保健所の設備を貸してくれないか、一時収容してくれないかという相談がありました。どの程度の規模の収容施設が出来るのか分かりませんが、収容施設にある程度の余裕があるならば、そういった愛護団体さんで引き取った動物が多くなってしまったときに、一時的に道のほうで預かってあげられるようなシステムを考えていくといいと思いました。例えば、大学に手術とか治療をお願いするのであれば、実習先としてそういった収容施設を提供させていただくとか、そういう双方向の連携を検討していくと、よりよくなるのかなと思います。

○事務局（山中主幹） ありがとうございます。

私どもも、一方的な連携ではなくて双方向の連携でまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 皆様から一通りご意見をいただきました。今後、また各団体の皆様と具体的な議論をしていかなければならないのですが、そういったことも含めて、ほかにご意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○上杉構成員 今後のことですけれども、会議は今回で終わりなのですね。

○事務局（山中主幹） この会議自体は、今回、あり方を取りまとめて終了というふうに考えてございます。

○上杉構成員 今後についてですが、どのタイミングで、協力活動や運動ができるのか進捗状況も知りたいです。

○事務局（山中主幹） 今後のスケジュールについて説明させていただきますと、今回、こちらで議論していただいたものを私どもで取りまとめまして、庁内の必要なところの確認を経た後、今年度の第3回定例道議会の前日委員会でこちらの内容を報告して、道議会の中で議論いただいた上で決定をしていきたいと考えております。その上で、今回のあり方の中でもいろいろな意見が出てまいりましたが、連携の芽がある機関の方々と直接お話

をさせていただく中で、具体的な対応を進めていきたいと思ひます。

皆様には、先ほど私が申しましたとおり、道議会での議論があつてからあり方の決定になります、あり方が決定しましたら、その最終形をお示ししたり、逐一、連携の必要性について協議をさせていただくことになると思ひます。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 9月中旬から定例議会が始まりまして、その場でご報告させていただきますので、最終的なあり方の形になるのは10月になってしまうと思ひます。

ただ、その前段で、今回、このメンバーとして加わっていただいたので、メール等も活用しながら、情報提供・交換をさせていただきたいと思ひます。正式にはまた通知文等でお知らせしたいと思ひますが、いずれにしても、定期的に情報のやり取りは続けさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○上杉構成員 ありがとうございます。お願ひいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ほかはございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（鈴木動物管理担当課長） もしないようであれば、今回お示しさせていただいた事務局案を案として北海道議会なりに提案していきたいと思ひます。ありがとうございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど事務局からご説明させていただいたとおりでございます。皆様とは、今後とも、あり方の実現に向けた具体的な連携協議を続けさせていただきたいと思ひますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

4. 閉 会

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 最後に、私どもの局長の高橋から、一言、ご挨拶申し上げます。

○高橋自然環境担当局長 本日は、活発な意見交換をどうもありがとうございました。

今日の事務局案につきまして、それほど大きな修正はなしでご了承をいただきました。このあり方につきましては、道議会の環境生活委員会に案という形で示させていただく予定をしております。

先ほど、中座をさせていただいていましたので、今、本日ご議論いただいた内容についてのメモをいただきました。予算の位置づけのご議論があつたようですが、これは、これから我々のほうで各方面ときちんと詰めていかなければならないことだと考えております。

それから、これまでのご議論でも、あり方が出来上がる前にやれることがあるというお話があつたかと存じます。我々も、可能なものについては、どんどんと手続ないし作業を進めていきたいと考えておりますし、一方で、来年度から対応する必要がある内容につきましても、これからしっかりと政策議論を進めまして、必要な組織体制の構築や取組を、将来的な方向性も視野に入れて着実に進めていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本日おまとめいただきましたあり方案の実現に向けても、まだまだ越えなくてはならないハードルがたくさんあると認識してございます。皆様には、これまで以上にご支援とご協力をいただかなければならない場面もあろうかと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

6月9日からの短期間ではございましたが、あり方案の取りまとめにご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

オール北海道によります動物愛護管理行政の推進のため、引き続きのご理解とご協力をお願いいたしまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） これをもちまして、第3回動物愛護管理業務のあり方検討会議を閉会させていただきます。

本日、皆様には、ご多忙の中を出席いただき、ありがとうございました。

これからもよろしくお願いいたします。

以 上